



05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	<p>全体の概要</p> <p>① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。</p>	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況と考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	1046010	個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	<p>全体の概要</p> <p>① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。</p>	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況と考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	1049010	個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に限って、付随業務として商業・法人登記業務を認容してもらいたい。 具体的内容については行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことが一貫した手続きであり、国民に利益を享受できるから。	<p>全体の概要</p> <p>① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省は国民の立場で政策を進めたい。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。</p>	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況と考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	1050010	個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	<p>全体の概要</p> <p>① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。</p>	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況と考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	1053010	個人	広島県	法務省	
0520070	カジノ実現に必要な法整備	刑法第185条、第186条	刑法第185条、第186条		西九州地域におけるハウスエンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。 具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、同35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ/特区を実現しようとするものである。 今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするための法案及び事業スキームを添付し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環大村湾の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウスエンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、連携共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。 提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に深刻的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為に、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまでも大政府などがカジノ/関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することではできないとし検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することによってカジノ/施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ/特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあっていることから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ/導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	C	—	刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法的基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。 カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの府庁においてカジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該府庁との協議に応じる用意はある。	1047010	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、埴野市、武埴市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会	長崎県	警察庁 総務省 法務省	



05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
0520130	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。 また、外国人が母国の文化に基礎を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。		「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するため「人文知識・国際業務(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。	世界最大の大気放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。  提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務(うち国際業務)」に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	C	Ⅲ	前回もみじ月間で回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、その緩和は困難である。 なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が大学を卒業していた場合には実務経験年数は求めないし、資格外活動許可を受けて、配偶者としての活動を阻害しない範囲内で外国語学校等で就労するなどにより、社会活動に参加することは可能となっている。		1087030	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省